

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の届出と申請書の送付方法

発熱外来に関する通知、Q&A、必要書類が掲載されているホームページへのリンク先は長崎県保険医協会ホームページの「発熱外来・検査医療機関の指定及び申請」に掲載しています。（文責：長崎県保険医協会）

要件概要：

- ・ 発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。以下同じ。）を設けていること。
 - ・ 要件を満たせば診察のみ（検査はしない）でも届出可。
 - ・ 検査を行う場合は、長崎県医師会と集合契約を締結し、県医師会の会員の場合は、県医師会に委任状を提出していること。
- 要件の詳細は長崎県のホームページに掲載。

指定届出手続（指定を受ける方法）：

- ・ 届出期間:第1回終了 第2回 令和2年10月28日 ただし、その後も受付ける。
- ・ 届出書類：診療・検査医療機関指定届出書(様式第1号) [Word ファイル/23KB] を長崎県のホームページからダウンロードする。
https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushihoken/kansensho/corona_sinryo-kensa-iryokikan/
- ・ 届出方法：届出書類を長崎県福祉保健部医療政策課感染症がん対策班へメールで添付する。メールが困難な場合は郵送可。

国庫補助金の申請（補助金申請の方法）：

- ・ 申請期間:第1回終了 第2回 令和2年10月30日 ただし、その後も受付ける。
- ・ 申請方法:厚生労働省のホームページもしくは長崎県のホームページより申請書(エクセル)をダウンロードし、必要事項を入力後印刷して厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当宛に郵送する。申請書は指定を受けてから、令和3年3月31日までのおよその補助金の額を計算して申請するものである。計算はエクセルがやってくれる。

例えば、診療所で、かかりつけの患者等のみを受け入れる場合、1日想定稼働時間2時間、稼働日数100日、1日想定受診者数2人とすると、補助金申請額は4,034,100円となる。

※補助金は実際に受診した患者数で変動し、実績で精算される。

1日想定稼働時間は県への届出書類から計算した値。

1日想定受診者数は、1日平均受診するであろう発熱患者の予測値。

- ・ 実績報告書の提出：補助金の交付を受けた場合には、事業完了後などの機会に実績報告書を提出し、清算する。実績報告書は現在作成中で、まだない。
- ・ 補助金の支払い：2回に分けて行われる予定。最初に補助金申請額の5割を請求し、支払われる。2回目は実績報告書で清算する。